

全国高等学校総合体育大会ヨット競技大会 和歌山県実行委員会物品販売出店注意事項

1. 販売商品の管理については、出店者が責任を負うものとし、盗難・紛失・損害等については補償を含めた一切の責任を負わない。必要に応じて出店者で保険に加入する等の措置を講じること。
2. 物品販売に関して、各種の許可及び届出が必要な場合は、出店者が行うこと。
3. 物品品目は、大会にふさわしいものとする。実行委員会がふさわしくないと認めた場合、販売品目について制限することができる。
4. 競技会場における出店場所の指定については、実行委員会の指示に従うこと。
5. 売店には、出店許可書（様式第6号）を掲示すること。
6. 指定された場所以外での立ち売り、呼び込み、拡声器等を使用した販売行為は行わないこと。
7. 接客にあたっては、大会にふさわしい節度ある行動をとること。
8. 売店の設置、撤去、荷物の搬入、搬出の時期については、実行委員会の指示に従うこと。
9. 売店の設置、管理運営及び撤去等に要する一切の経費は出店者が負担するものとする。
10. 物品販売に伴い発生した廃棄物は、出店者において処分すること。
また、区画内及び周辺の清掃は、出店者が責任を持って行い、常に環境美化に努めること。